

国際航海に従事しない船舶又は 総トン数 500 トン未満の船舶の 安全管理システム規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 27 号

2019 年 3 月 14 日 海務委員会 承認

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 6 月 14 日 規則 第 27 号

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則の一部を改正する規則

「国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則」の一部を次のように改正する。

2 章 安全管理システムの登録

2.3 認定書

2.3.4 認定書の失効

-2.(7)を次のように改める。

-2. 次の(1)から(8)のいずれかに該当する場合、船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書は失効する。

- (1) 会社の管理する船舶が 5 章に規定する定期的審査を受けないとき。
- (2) 船舶に係る重大な不適合の是正が会社により行われないうとき。
- (3) 定期的審査において指摘された不適合に対する是正処置が定められた期限内に完了しなかったとき。
- (4) ISM コードに基づく要求事項に変更があり、会社の管理する船舶が変更された要求事項に適合しようとしないうとき、又は適合できないとき。
- (5) 適合認定書又は仮適合認定書が失効したとき。
- (6) 船舶を運航するために必要で有効な証書を有していないとき。
- (7) **登録規則 ~~272~~ 章**により船級登録が消除されたとき。
- (8) 審査の手数料及び経費が支払われないうとき。

附 則

1. この規則は、2019 年 6 月 14 日から施行する。